

第4章 計画の取組

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢化が一層進む中で、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題等、地域生活についての課題は複雑化、複合化してきています。

こうした様々なケースに対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を推進します。

(1) 包括的な支援体制の構築

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースが多くなっており、その対応においては、本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題、生活困窮等の福祉領域外の課題等が関係するケースがあります。

複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整備します。

① 相談支援体制の充実

8050問題、虐待、認知介護、老老介護、ヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、複雑化・複合化する生活課題等について、介護、障害、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性に関わらず受け止める包括的相談支援体制を整備するとともに、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、包括的相談支援体制の充実を図ります。

事業	取組の方向性
重層的支援体制整備事業の検討	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の介護保険制度の枠を超えた、多機関協働による支援、継続的支援を一体的に実施する「重層的相談支援体制整備事業」の実施に向けて調査・検討を行います。
ヤングケアラーへの支援	実態調査に基づき、ヤングケアラーを早期発見し関係機関につなげるよう、ケアマネジャー等に情報提供や研修を行い周知します。 また、介護が必要な高齢者が適切なサービスを受けられるよう、施設や介護サービスに関する情報を周知することで、若年層の負担軽減を図ります。

② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられることができるよう、地域住民や多様な主体が「我が事・丸ごと」の意識をもち、支援が必要な人を支えることができる仕組みづくりを推進します。

事業	取組の方向性
地域との連携	<p>高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすため、地域包括支援センターを中心とした制度横断的なネットワーク、また、小地域ケア会議により、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。</p>
住民への啓発	<p>多様化、複雑化する高齢者のニーズに対応するためには、地域特性に応じた取組や仕組みの構築が必要です。小地域ケア会議等を通じて、学習会や講演会、町内会行事等の開催により住民の気づきや学び、理解を促進し福祉意識の高揚を図ります。</p>
地域の交流の場の確保	<p>地域支援の環境づくりや高齢者等の地域交流を進めるためには、高齢者が集える場所が必要です。市内にふれあいサロンを設置し、高齢者相互のふれあいと多世代交流を図っていますが、地域高齢者をはじめとした地域住民が交流を深め、趣味や社会活動の拠点として同施設の利用が促進されるよう、取り組みます。</p> <p>また、住民同士のふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」の輪を広げる地域の交流の場の設置推進を地域住民とともに考えていきます。</p>
人材の育成・確保	<p>社会福祉協議会等と協力し、ボランティア団体の紹介、調整とともに助成金等の情報提供等の支援を行います。また、小地域ケア会議を通じて「生活支援ボランティア」や「見守りボランティア」を必要とする地域に、協議・検討、学びの機会を提供し、地域住民の活動意欲の醸成に努めます。ホームページや、各種団体の広報誌等、ボランティア団体とのネットワーク等を活用して、活動の紹介やメンバー募集の支援に取り組みます。</p>
高齢者の見守り体制の構築	<p>「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」の活動強化に向けた支援に加えて、民生委員と地域包括支援センター等が連携しての見守り活動、「こけないからだ講座」及び「ふらっとカフェ」等の活動の推進による居場所を通じての相互見守り体制の強化を図ります。</p> <p>また、日頃から住民と接する機会の多い企業や事業者が業務の中で地域の高齢者を見守る「つやま見守り協定」の輪を広げます。</p>

(2) 地域包括ケアシステムのネットワーク強化

個人や地域が抱える課題の解決に向けて、包括的継続的な支援を行うため、地域包括支援センターを中核として、関係機関が連携する制度横断的なネットワークを強化し、津山版地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化のために、市及び地域包括支援センターで連絡会をもち、事業実施状況の評価を行うとともに、適切な人員の確保を図るなど連携して機能強化を図ります。

② 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケア会議は、津山版地域包括ケアシステムの実現のため、「小地域ケア会議」と「地域ケア個別会議」の連携、連動の要として取り組んでいくとともに、より効果的に機能させていくために充実させていくことが必要です。

地域で暮らす高齢者は、本人の健康状態の他、家族関係や経済状況等、生活上の様々な問題が混在しており、幅広い視点からの問題解決に向けた支援が必要となっています。そのために、関係機関及び専門職との連携を強化するとともに、地域の抱える課題や個別ケースの課題解決に対応するための体制づくりを推進します。

事業	取組の方向性
小地域ケア会議の実施	地域住民が主体となり、地域の課題を検討し、専門職、行政等とともに課題解決につなげます。市内全域(連合町内会 44 支部)での開催を目指します。 小地域ケア会議と地域包括ケア会議との連携を強化するとともに、地域ケア個別会議や、その他関連する会議等の連動を可能とするため、地域包括ケア会議を担当する地域包括支援センターのみならず、各会議に関連する地域包括支援センターや行政職員等と、チームによる会議で運営方法の実践を行います。
地域ケア個別会議の実施	地域において、その人らしい自立した日常生活を営むために必要な支援に関するプラン内容を、関係機関及び専門職とともに検討し、支援者と共有します。多職種による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別課題の分析等を積み重ね、地域課題を発見します。

③ 包括的支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきとその人らしい生活を継続することができるよう、地域における医療、介護、保健、福祉に関するサービスや相談等が包括的に提供するため、地域のネットワークの構築や包括的・継続的ケアマネジメントの実施等、体制の充実を図ります。

事業	取組の方向性
総合相談支援事業	<p>相談窓口の周知を図り、来所を必要としない電話相談等の手段の周知を行います。</p> <p>多様で、複雑な相談が年々増加している中で、職員の対応力の向上や強化が必要です。また、総合相談支援業務からみえてきた個別の課題について、対応するだけでなく、地域のネットワークを使った解決や地域づくり、社会資源の開発につなげるという視点を持って支援する必要があります。</p>
権利擁護業務	<p>関係機関等と連携を図り、高齢者等からの権利擁護に関する相談に対応するとともに、権利擁護の制度に関する普及啓発及び情報提供の充実を図ります。</p> <p>※3 高齢者福祉サービスの充実 (3) 高齢者の権利擁護 の項目に取組を記載しています。</p>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>ケアマネジャー同士の情報交換や、関係機関の会議出席など、関係者・関係機関との連携を密にしていくとともに、職員の資質向上を図って、よりよい支援体制の構築を図ります。</p>
地域包括支援センターの運営管理	<p>津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況を毎年度確認し、適正な運営と支援体制の見直し、充実を図ります。</p>

④ 地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実

地域包括支援センター及びサブセンターを中心として、地域における身近な総合相談窓口として、電話や来所による相談受付、必要に応じた家庭訪問等を行い、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉の総合的な相談を受け、関係機関と連絡調整を行います。

さらに、近年では、8050問題をはじめ複合的な課題を抱える世帯の増加により、地域からの相談が多様化、複雑化、複合化していることから、特に相談の入口を担当するサブセンターの体制強化が求められています。サブセンター各拠点の職員体制の充実を図り、他機関・団体・職種との連携による包括的相談支援体制の構築を進めます。

⑤ 広報・情報提供の充実

「広報津山」や「市ホームページ」等の媒体を用いた情報提供や出前講座や小地域ケア会議などを活用し、積極的に情報発信に努めるとともに、高齢者に身近な地域包括支援センター、ケアマネジャー等を通じてきめ細やかな情報提供を行います。

また、行政サービスの各窓口において、わかりやすい案内や説明、掲示物の工夫、老眼鏡の設置等、高齢者が利用しやすい体制を整えます。

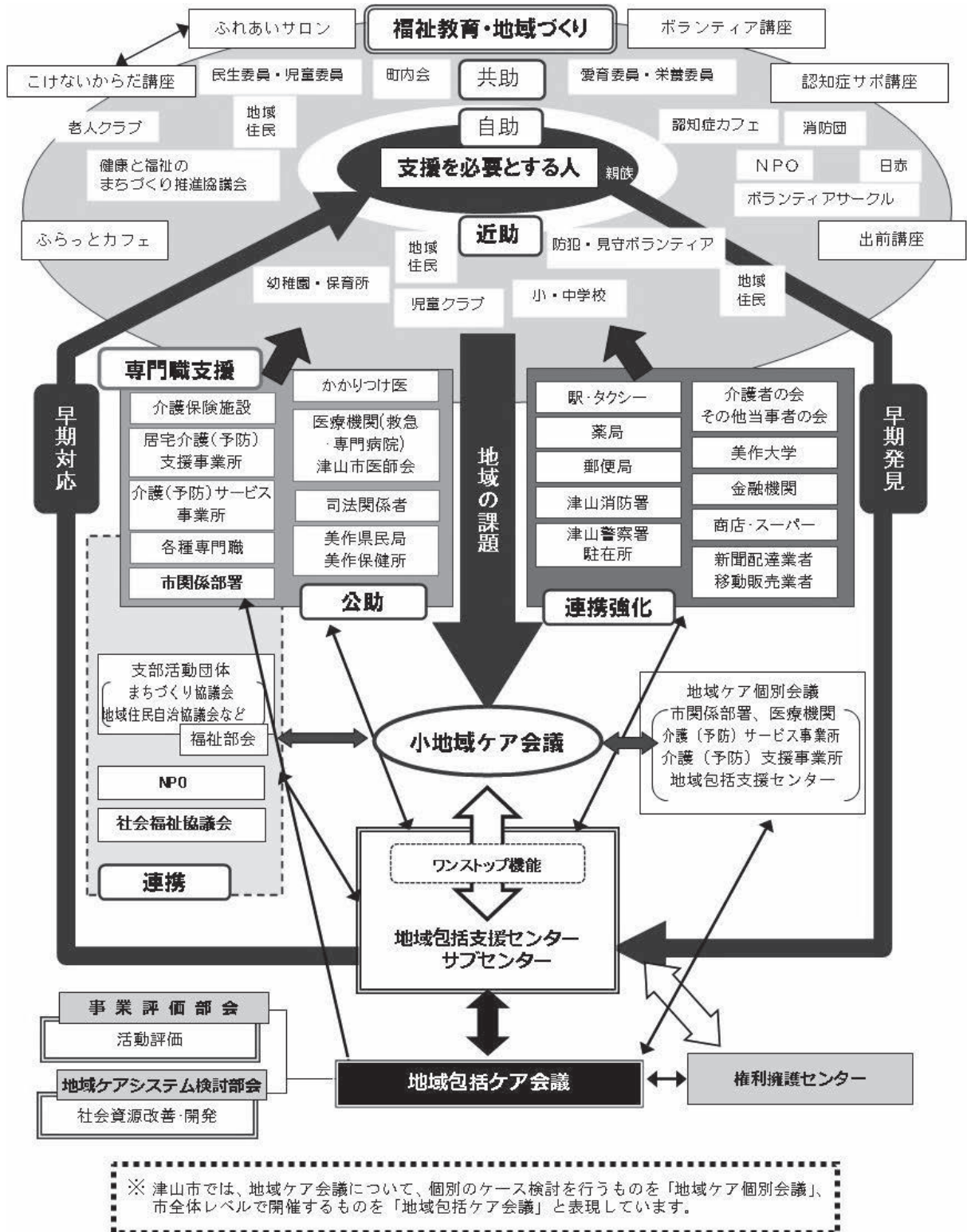
加えて、介護保険サービスの説明パンフレットを毎年度更新し、見やすさ、わかりやすさに一層配慮した最新の情報を提供します。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える人材確保

地域包括ケアシステムを支える人の確保や育成に引き続き取り組むとともに、本市全体での人材確保の取組を様々な形で支援し、持続可能な地域包括ケアシステムにつなげます。

事業	取組の方向性
人材確保への支援	<p>岡山県福祉・介護人材確保推進協議会やハローワーク等と連携し、情報収集・発信を行うとともに、県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進めます。</p> <p>また、住民主体の取組への積極的な支援を行い、地域における担い手の確保と課題解決能力の向上を図るとともに、関係団体と連携しながら人材確保に努めます。</p>

【津山版地域包括ケアシステム イメージ図】

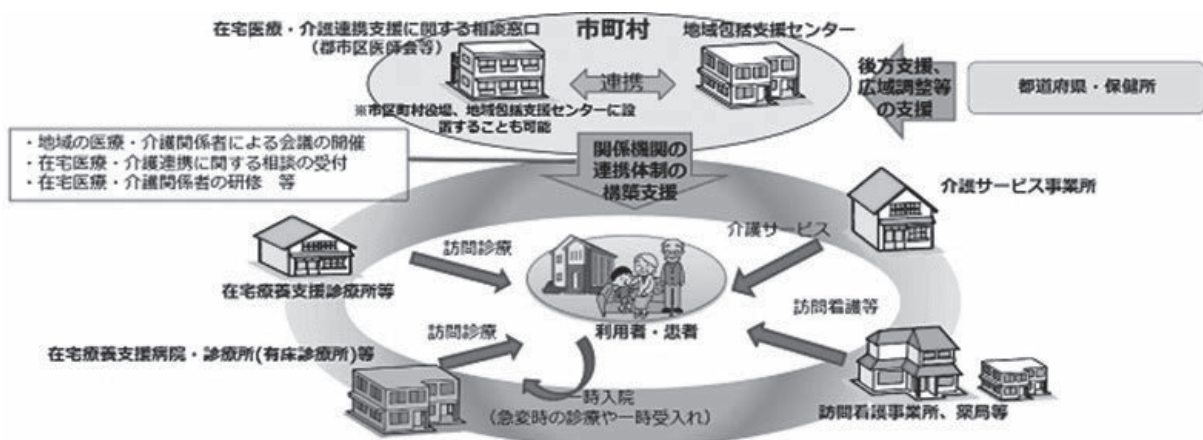


(3) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域でその人らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護体制の構築を目指して、「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に様々な取組を推進してきました。

地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、在宅医療・介護連携の更なる体制強化を進めるとともに、在宅での看取りの支援やACPの普及など、住民の理解を促進するための取組を推進します。

【在宅医療・介護連携のイメージ図】



① 在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者と連携を図り、切れ目のない在宅医療と介護が一体的に提供される体制を更に強化します。

事業	取組の方向性
地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の情報を把握分析し、更に必要とされる情報の整理に努めるとともに、社会資源の活用促進に向けた情報発信のあり方を整理していきます。
在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出及び対応策等の検討を行っていきます。
医療・介護関係者の情報共有の支援	津山市入退院支援ルールが、医療・介護関係者間で入院・転院・退院時における情報共有ツールとして機能しているかを検証し、継続的に見直しの必要性を検討するよう努めます。
相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談を受け、関係機関につなげるとともに、支援が必要なケースは、関係機関と情報共有しながら、効果的な支援が行えるよう、多職種との連携体制の構築に努めます。

事業	取組の方向性
在宅医療支援	<p>住み慣れた地域でその人がその人らしい生活ができ、最期を迎えることができるための在宅医療・介護連携の構築に向けて、在宅診療・往診等の現状、在宅支援者の現状について実態を調査しています。</p> <p>医療スタッフ等の今後の推移状況から医療体制への影響を検証し、整理した結果を踏まえて連携体制の構築に向けた事業が推進できるよう努めます。</p>
かかりつけ医の普及	<p>かかりつけ医は、診療の他に地域住民との信頼関係を構築し、保健・介護・福祉関係者との連携を行うことで地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進することが求められています。</p> <p>身近な相談者を持つことを推進するため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の啓発用パンフレットを作成し、多くの市民に周知、普及啓発していく方法を検討していきます。</p>

② 医療・介護関係者のネットワークづくり

医療・介護関係者に加えて、地域を含めた多職種連携を図るため、関係者間でつながり、互いの役割を共有し、スムーズな連携によるよりよい支援を行うための研修会を実施します。

事業	取組の方向性
研修会の開催	<p>医療・介護関係者資質向上研修会や多職種連携研修会を開催し、関係者の顔のわかる関係を深める取組を引き続き行います。今までの研修会の内容と参加者の状況を整理した上で、オンライン研修会の効果的な活用も検討していきます。</p>

③ 地域住民への普及啓発

人生の最終段階における自分らしい生活のあり方を選択し、自身が望む生活を継続するためのサービスを選択できるよう、医療や介護に関する情報提供の充実を図ります。

事業	取組の方向性
市民フォーラム	<p>在宅医療やACPなど、必要に応じたテーマを設定して、引き続き普及啓発に努めます。</p>
出前講座(健康教育)	<p>出前講座等で地域へ出向いての普及啓発に引き続き取り組んでいきます。</p>

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

① 火災の予防対策

火災予防運動や、市広報紙などを活用した防火意識の普及に取り組みます。

② 災害時の支援体制の整備

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に関する情報を把握して「避難行動要支援者名簿」を災害発生時に効果的に利用し、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努めます。

また、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努めるとともに、災害発生後の安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

これらの取組を進めるために、民生委員、町内会による自主防災・防犯組織、消防団等の関係機関や介護老人福祉施設等福祉避難所として協定を締結している施設との連携の強化にも努めます。

介護事業所に対しては、令和6（2024）年度から義務化される業務継続計画を運営指導等の機会を通じて定期的に確認します。避難訓練の実施状況や業務継続計画の訓練状況を確認するとともに、災害対策に関する情報の提供に努めます。

③ 感染症対策と支援体制の整備

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携し、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報や避難行動要支援者台帳を活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討します。

また、感染症がまん延した際には、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届く体制を整備します。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者の生活に深刻な影響を与えているため、各種実施事業において、予防対策に配慮しつつ、高齢者の生活と身体を守るための支援を重点的に行います。

介護事業所に対しては、令和6（2024）年度から義務化される感染症の指針や業務継続計画を運営指導等の機会を通じて定期的に確認します。当該指針や業務継続計画に基づく訓練の実施状況を確認するとともに、職員への感染症に対する研修の充実を促します。

2 介護予防・健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

高齢者が要支援状態や要介護状態になることを予防し、生活の質を向上することができるよう、生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

① 栄養・食生活・食育推進

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事の摂取は、低栄養やフレイルの予防・改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防に有効であるため、健康教育等で普及啓発に努めます。

生活状況や健康状態による個別性の高い栄養の問題については、地域ケア個別会議等での検討及び支援体制の整備に努めます。

令和10(2028)年度末目標値	
主食・主菜・副菜をそろえて食べる回数(朝・昼・夕の合計)	14回/週
フレイルの言葉も意味も知っている人の割合	30%

② 身体活動・運動

運動習慣の定着化と地域交流を目的とした、こけないからだ講座等への積極的な参加を呼びかけるとともに、健康や運動に関する情報を発信し、高齢者のフレイル対策を推進します。

令和10(2028)年度末目標値	
健康情報を気軽に入手できると感じる人の割合	80%
体を動かすことが好きだと答える人の割合	50%
日常生活で活発に体を動かしている人の割合	60%
日々の生活の中で無理なく(時間や体調等)運動を取り入れることができている人の割合	50%
一日の歩数	6,000歩
身近に一緒に運動できる仲間がいる人の割合	50%

③ 歯と口の健康

歯と口の健康づくりについて周知啓発を行うとともに、歯周病検診対象者への啓発を行い、受診勧奨に努めます。

また、歯科保健の取組として、青壮年期から生活習慣病対策や健康寿命延伸のために、8020運動や高齢者へのフレイル対策を推進します。

令和10(2028)年度末目標値	
1日2回以上歯磨きをする人の割合(20~50歳代)	85%
過去1年間に歯科受診をした人の割合(20歳以上)	50%

④ たばこ・アルコール

禁煙したい人が禁煙行動を起こせる情報発信や環境整備を行うとともに、受動喫煙防止を促します。

多量飲酒に対する本人と家族への支援を行い、適正飲酒の文化が広まるように啓発します。

令和10(2028)年度末目標値	
喫煙をやめたい人がやめる(喫煙率)	12%
望まない受動喫煙の機会がなくなる(受動喫煙の機会がなかった人の割合)	60%
適正飲酒できる(生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の減少)	男性:10%、女性:6%

⑤ 休養・こころの健康づくり

こころの健康づくりに関する知識や相談窓口の普及啓発を行うとともに、相談支援体制の充実に向けた取組を行います。

また、高齢者が孤立せず安心して生活することができるよう、地域社会とのつながりの重要性を啓発し、生きがいにもつながる居場所づくりを行います。

さらに、健康教育やゲートキーパー養成講座等により、身近な人のこころの健康の変化に気づき、声をかけたり、相談機関を紹介する等の適切な対応がとれる人が増えるように努めます。

令和10(2028)年度末目標値	
睡眠による休養を十分にとれている人の割合	70%
一人で悩まず相談できる人の割合	80%
楽しみや生きがいを持っている人の割合	80%
地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合	45%

⑥ 生活習慣病対策

定期的に健（検）診を受けることで、自分の健康状態の把握や病気の早期発見・治療につながるため、健（検）診受診率の向上に努めます。

また、糖尿病については、血糖値のコントロールができる人を増やし、合併症の発症を予防するため、一次予防から重症化予防まで体系的な対策を整備します。

保健・医療・介護予防のデータ等を活用し、高齢者の健康増進・介護予防に関する事業を一体的に実施し、高齢者の多様な心身の課題に対し、切れ目のない支援を行います。

令和10(2028)年度末目標値	
特定健診受診率	56%
特定保健指導受診率	55%
各種がん検診受診率	60%

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、平成 26（2014）年の介護保険法の改正により地域支援事業に位置づけられ、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスの充実を図ることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す事業です。津山市では平成 29（2017）年度から開始しています。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、自身でできることを活かしながら生活することが重要であることから、自立支援の概念を本人、家族、支援者と共有できていることが必要なので、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関の協働により、津山市版自立支援の定義（平成 25（2013）年度作成）を見直し、津山市の目指す自立支援の理念の共有化を図っていきます。

なお、総合事業については、様々な課題があるため、岡山県が実施する「介護予防に係る市町村支援アドバイザー派遣等事業」を利用し、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと市とともに見直しを検討し、都度改善を図っていきます。

① 一般介護予防事業

住み慣れた地域でできる限り自立して生活を送ることができるよう、高齢者の生活機能向上を図るために、介護予防事業を推進します。

事業		取組の方向性
介護予防把握事業		<p>関係機関との連携や地域への訪問を通じて、効果的かつ効率的な地域の情報把握に努めます。</p> <p>また、閉じこもり等の何らかの支援が必要な人を早期に把握するため、小地域ケア会議に参加し、地域住民や関係機関と連携を密にし、早期発見・早期対応できる体制の充実を図ります。</p>
介護予防普及啓発事業		<p>介護予防事業について、パンフレット等の広報活動や、講座を実施し、事業に関する理解と普及啓発に努めます。</p>
地域介護予防活動支援事業	めざせ元気!!こけないからだ講座	<p>「めざせ元気!!こけないからだ講座」は、地域の仲間と一緒に体操し、介護予防や認知症予防、閉じこもり予防に加えて、住民同士の見守り活動の役割も兼ねて住民主体で運営しています。各種専門職による健康教育などの効果的な取組を継続します。また、講座の運営の担い手となる、お世話役の養成の仕組みづくりも検討します。加えて、講座の会場まで行けない人の支援について検討します。</p>
	ふらっとカフェ	<p>講座より細かな単位で高齢者の居場所づくりとして実施している「ふらっとカフェ」は、既存の活動を続けていけるように支援するとともに、新規設置への支援も並行して進めます。</p>

事業	取組の方向性
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組にリハビリ専門職を活用し、各種事業を効果的に実施します。具体的には、「めざせ元気!!こけないからだ講座」への参加や地域ケア個別会議への参加により専門的助言を行うなどの支援体制を維持します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	こけないからだ講座等において、フレイル(虚弱)や低栄養などの地域特性や課題に合わせた講座メニューを加え、把握できた人の個別的な重度化防止を行うなど、保健事業の取組を展開します。

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等が要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、生活上の多様な支援ニーズに応えるサービスを提供します。

また、サービスの説明や周知啓発を行うとともに、多様な主体によるサービスの提供について働きかけを進めます。

ア 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

事業	取組の方向性
介護予防訪問サービス (従前型訪問サービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助など身体介護や掃除・洗濯・調理などの自立に向けた生活援助を行います。
生活支援サポーター訪問サービス(緩和型住民参加型訪問サービス)	生活支援サポーターが居宅を訪問し、ゴミ出しや掃除など簡易な家事援助を行います。
専門職応援訪問サービス (短期集中型訪問サービス)	リハビリ専門職や栄養士などの専門職が居宅を訪問し、日常生活動作、栄養改善などの助言や指導を行います。

イ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

事業	取組の方向性
介護予防通所サービス (従前型通所サービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事や入浴・排せつの介助、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。
ふれあい交流通所サービス (基準緩和型通所サービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)などで、閉じこもり予防や認知症進行予防のための運動、レクリエーションなどを行います。
元気いきいき通所サービス (短期集中型通所サービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)などで、食事・入浴などの日常生活上の支援・改善及び買い物や洗濯などの生活機能の維持・向上を目指し、一定期間での機能訓練を行います。

ウ 介護予防ケアマネジメント

要支援者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行います。生活上の様々な課題を抱える高齢者に適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の防止、改善を図ります。

(3) 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が楽しみや生きがいを持って暮らすことができるよう、それぞれの能力や経験を生かして積極的に地域に関わったり、地域社会等で様々な役割を担う等、高齢者が活躍できる社会づくりを推進します。

事業	取組の方向性
シルバー人材センターへの支援	<p>シルバー人材センターが、生活支援サービスの担い手として取り組んでいるワンコインサービスや、高齢者活用・現役サポート事業などに対し、継続して支援するとともに、センター全体の活動の周知を図ることで、高齢者の社会活動の場の確保に努めます。</p> <p>また、子育て、介護分野など人手不足となっている分野での活躍を促すための支援を推進します。</p>
ボランティア活動の推進	<p>ボランティア活動の基本的な知識に関する講座を開催するなど地域づくりの担い手としての意識を住民へ啓発し、活動へ参加するきっかけづくりを進めます。</p>
老人クラブ活動への支援	<p>高齢者の多様な社会参画を促進するため、老人クラブが行う社会活動への体験参加、生きがいづくり、健康づくり・介護予防などの活動や、子どもの登下校の見守り、子ども会や児童クラブなどとの世代間交流活動について積極的に支援します。</p> <p>また、クラブ全体の活動について周知を図ることで、高齢者の多様な社会参画につなげます。</p>

3 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者の日常生活支援の充実

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、高齢者とその家族を支援するため、次の事業を推進していきます。

生活支援・介護予防の基盤整備に向け、市全域（第1層）、日常生活圏域（第2層）ごとに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター等の関係機関との連携強化や、地域の支え合いの活動を行う団体の支援等により、生活支援体制の更なる充実を図ります。

事業	取組の方向性
生活を支援するサポーター等の活動支援	住民参加型の生活支援の担い手となる生活支援サポーター等への理解を深めるため、地域住民、特に元気な高齢者を対象とした研修等の活動支援を引き続き行います。
生活支援コーディネーターの配置	日常生活圏域ごとに、地域ニーズの把握、サポーターの養成、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を1層1名、2層を日常生活圏域毎(8圏域)1名の合計9名配置し、地域に応じた支援を進めます。
協議体の設置	「定期的な情報の共有・連携強化の場」である協議体を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するよう支援します。1層協議体の開催と2層協議体については、未設置圏域の開催に向けて取り組みます。

(2) 在宅生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、在宅生活の継続を支える取組を推進します。

① 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等への生活支援、緊急時の対応等の取組を行います。

事業	取組の方向性
生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイサービス)	<p>介護している家族が一時的に世話をできない時や、ひとり暮らし高齢者が一時的な在宅生活に不安がある場合に、短期間施設を利用し生活習慣の改善等を行うショートステイサービスを実施します。</p> <p>利用者は平成 27(2015)年度以降発生していませんが、他の短期入所施設が定員となる状況が発生していることから、制度の需要は今後高まる可能性があります。また、被虐待者の介護状況等を考慮に入れながら、緊急避難場所としても活用します。</p>
緊急通報装置の貸与	<p>在宅の高齢者で、緊急時の連絡が不安な人に対して、緊急通報装置を貸与し、在宅での生活を支援します。</p> <p>ケアマネジャー等の関係者への周知を図り、必要な人が貸与を受けられるように努めます。</p>
住宅改修・改造	<p>身体機能の低下に対応し小規模な住宅改修を実施した場合、介護保険制度のサービスが活用できます。既定の金額を上限として保険給付を行います。また、住民税非課税の人に対しては、介護保険サービスの住宅改修の限度額以上に費用を要した場合、介護保険制度の上乗せサービスとして、その一部を助成します。</p> <p>制度が有効に活用されるよう、ケアマネジャー等の関係者への周知を図ります。</p>
ふれあい収集	<p>高齢や身体障害などの理由から、指定のゴミ置き場へのゴミ出しが困難であり、かつ事業対象となる人の戸別収集を行います。</p> <p>事業を受託している事業者の受け入れ態勢を考慮した上で、関係機関との協議を重ね、事業を運営します。</p>
敬老事業	<p>満 100 歳の誕生日を迎えた人を訪問し、長年にわたる地域社会への貢献に敬意を表すとともに、敬愛を込めて記念品を贈呈する取組を、引き続き実施します。</p>
食の自立支援事業(配食サービス)	<p>高齢者の食生活の改善、生活の孤立感を取り除くことを目的に、昼食の配食サービスを実施します。</p> <p>また、利用者数の更なる増加を図るため、制度の周知を図ります。</p>

② 家族介護者等への支援の充実

高齢の介護者やヤングケアラーを含む家族介護者の負担を軽減し、支えていくための相談や支援の充実を図ります。

事業	取組の方向性
介護用品支給事業	<p>要介護3から要介護5までの人を在宅で介護している津山市内に在住する家族を対象に、紙おむつ等の支給を行います。</p> <p>制度の周知を図るとともに、適切な支給に努めます。</p>
家族介護者交流事業	<p>介護における心理的負担感の軽減等のために、介護者の交流を図る事を目的として、「津山市介護者の会」、「津山市認知症の人と家族の会」などの家族介護者団体と連携しながら交流の輪を広げます。</p> <p>他の事業とも連携しながら、介護者同士が支え合うことのできるネットワークづくりを進めます。</p>
家族介護教室	<p>在宅で介護を行う家族等の不安を解消するため、家族介護教室を開催し、在宅介護における正しい介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識の普及を図るとともに、介護状態になっても家族介護による自宅での生活が可能となる環境づくりを進めています。</p> <p>また、関心が低い人への周知を行い、受講者の幅を広げることにより、参加者の増加を図ります。</p>
家族介護慰労金支給事業	<p>在宅で生活している要介護度4又は5で、過去一年間介護サービスを利用しなかった高齢者を介護している家族の主介護者に慰労金を支給しています。対象者が適切に申請を行うことができるように努めます。</p>

(3) 高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、虐待防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護施策を推進します。

① 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

平成28(2016)年4月、厚生労働省において成年後見制度利用促進法が成立し、翌年3月、同法に基づいて成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年を迎えるにあたり、令和4(2022)年3月に第二期基本計画が策定されました。第二期基本計画では、意思決定支援と権利侵害からの回復支援という、本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方が示されるほか、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めることが求められています。本市は、津山市権利擁護センターに中核機関を設置していますが、第二期基本計画に基づき増加する成年後見ニーズへ対応するため、これまでの取組を発展させ、中核機関の機能を充実させることで、誰もが必要な支援を受けられる体制の確保を図ります。

事業	取組の方向性
現に権利侵害を受けている人の早期発見・早期支援	保健・医療・福祉関係者等との連携により、権利擁護に関する支援が必要な人の早期発見に努め、本人のニーズを把握した上で、速やかに必要な支援につなげます。
利用しやすい成年後見制度の運用	<p>単身や親族の協力が得られないなどの理由により申立手続きが進められない場合は、家庭裁判所への後見開始の審判の申立を市が行います。</p> <p>後見人等への報酬の負担が困難な場合、成年後見制度利用支援事業により助成を行います。</p>
利用者本人の意志決定支援及び身上保護の充実	成年後見人等が本人に対し細やかな身上保護と見守りを行い、本人の尊厳を守りながら、本人の意思に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスを受けられるよう、チームによる支援を目指します。
成年後見制度の普及・啓発活動	<p>成年後見制度の利用促進を図るため、地域包括支援センターや関係機関と連携し、周知・啓発を行います。</p> <p>年1回講演会等を開催し、成年後見制度の普及啓発を行います。</p>
成年後見人等の確保と市民後見人の育成	<p>市民後見人養成講座の受講を促進させ、市民後見人登録者の増加を図ります。</p> <p>また、市民後見人の活動サポートとして、フォローアップ研修や、市民後見人相談会(専門職による助言)等を開催し、介護保険制度や意思決定支援に係る知識の共有、日常的な相談対応により円滑な後見活動を支援します。</p>

事業	取組の方向性
権利擁護支援ネットワーク会議の開催	高齢者及び障害者の権利を擁護し、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議するため、権利擁護支援ネットワーク会議を開催します。

② 高齢者虐待防止事業

増加している高齢者への権利侵害に対応するため、地域包括支援センターや権利擁護センター等の関係機関との連携を一層強化します。さらに、住民や専門職等を対象とした研修会や講習会、出前講座を開催するとともに、市の広報媒体等を活用して啓発活動を進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応や予防を図ります。

困難事案の対応にあたっては関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による「高齢者虐待防止チーム」を設置し、定例会や津山市権利擁護センター支援検討部会での支援検討を実施します。

被虐待者の安全が危ぶまれる場合には、シェルター機能も有する施設を活用し、緊急避難を行い、被虐待者の安全を確保します。

また、高齢者虐待では、養護者自身やその家族が精神疾患や障害、ひきこもり、金銭トラブルなど、様々な課題を抱えていることが多いため、虐待対応による高齢者への虐待防止支援と並行して養護者の課題解決に向けた各支援機関の連携及び役割分担を進めます。

また、施設従事者による虐待については、不適切なケアが虐待へと発展する事案が見受けられます。これを防止するため、地域包括支援センターと連携して実施する研修会において、職員個々の意識の向上を促進してまいります。

③ 悪質商法等の被害予防

高齢者が悪質商法・悪質訪問販売や契約トラブルに巻き込まれないために、必要な情報を提供し、防止に努めます。また、地域での見守り活動等、悪質訪問販売等が活動しにくい地域づくりについても検討していきます。相談者等に対しては、パンフレット等を利用して制度の周知を行い、社会福祉協議会や津山市等が主催する無料法律相談会の紹介を行います。

高齢者を狙う消費者被害が後をたたない状況が続いているため、見守る力や気づく力を身につけるよう、実際に起きている消費者被害について理解を深める研修を行います。また、未然に防止することや被害を早期発見、解決に結びつけていくための研修を開催します。

(4) 居住と生活の一体的な支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活課題に対応した住まいの確保とともに、安全・安心に暮らすための環境の整備を進めます。

① 高齢者の居住安定への支援

津山市立地適正化計画と連携し、居住ニーズに対応した良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的で開催し、住民への啓発に取り組みます。

② 安全で快適な生活環境の整備

高齢者が住み慣れた自宅・地域でできる限り生活できるよう、人にやさしいまちづくり条例に基づく公共建築物の都市施設整備を推進します。

また、民間施設の整備に対し人にやさしいまちづくり条例に基づいた指導・助言を行います。

③ 高齢者の交通施策の充実

津山市地域公共交通計画と連携し、効率的・効果的な公共交通網を構築し、それを持続していくための施策に取り組みます。

また、交通不便地域などにおける交通弱者に対して、小型車両による乗合交通などの手法による公共交通の確保を目指し、誰もが利用しやすい公共交通の構築に向けての取組を行います。

また、年齢に応じた、交通安全教育を実施するほか、夜間の交通事故を防ぐため、夜光反射材の配布等を継続します。自動車のペダル踏み間違いによる交通事故を防止するため、急発進防止装置の設置費用を補助し、安心して運転できるようにします。

④ 福祉施設等の利用の促進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、市内に2か所所有する養護老人ホームを活用し、家族の支援が得られない、経済的に生活できないなど、自宅での生活が難しくなった高齢者に、施設サービスを提供していきます。

さらに、令和5(2023)年度中、市内には軽費老人ホーム(ケアハウス)が5か所、老人福祉センターが1か所設置されています。既存の地域資源を活用し、必要に応じた支援を行っていきます。

高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」については、住民の健康の増進、交流及び介護予防のための拠点とし、今後も地域住民相互の交流と一層の利用促進を図ります。

(5) 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

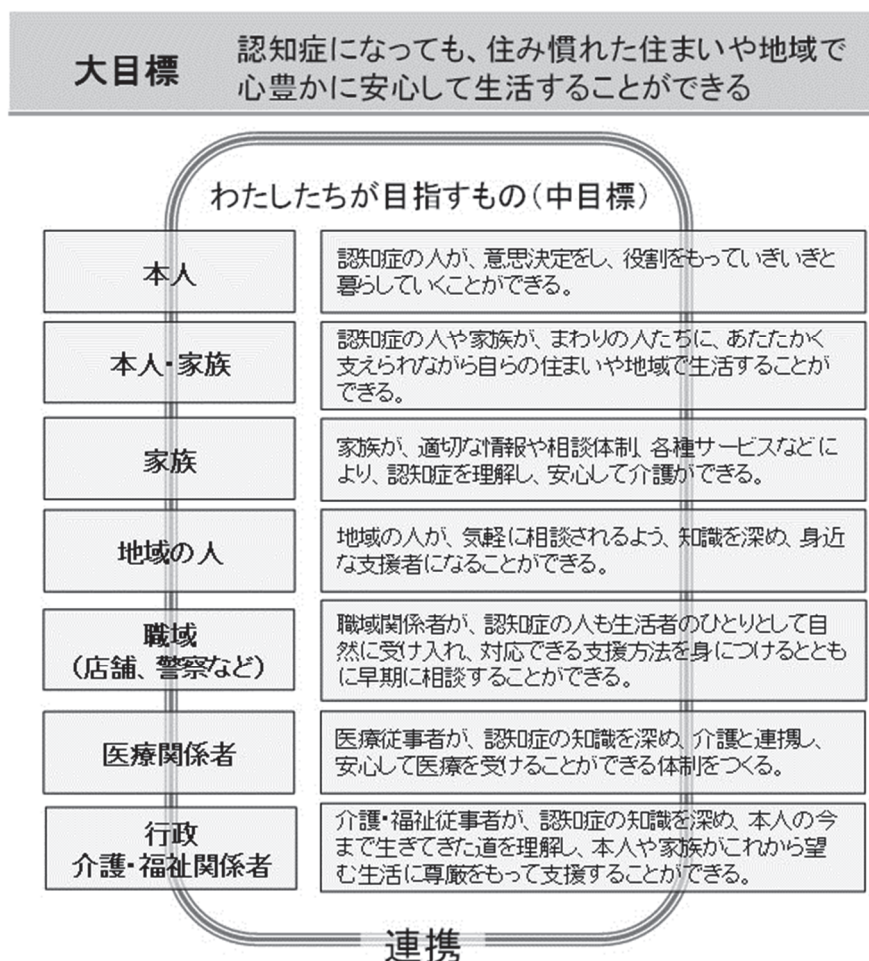
令和5（2023）年6月に、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するための認知症基本法が制定されました。

また、令和元（2019）年に閣議決定された認知症施策推進大綱のうち、本市では以下の項目を基本として推進します。

- 1.普及啓発・本人発信支援
- 2.予防
- 3.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4.認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症基本法や認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の視点を大切に、認知症に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実等、様々な取組を総合的に推進します。

【本市における認知症施策推進の考え方】



① 普及啓発・本人発信支援

認知症は誰でもなりうるものであるという視点から、共生社会の実現に向けて認知症に対する理解の普及を更に推進していきます。また、認知症本人や家族の声を広く把握するとともに、認知症を本人が自らの言葉で語る姿や希望を伝えていきます。

事業	取組の方向性
認知症サポーター養成講座	<p>認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。地域で認知症に関わる様々な業種や子ども、学生などの若年層を含め幅広い年代に向けて養成を進めます。特に、企業等への推進をすすめ、若年性認知症の早期発見・早期対応にも努めます。</p> <p>また、サポーターとして養成された人のフォローアップや、サポーターの位置づけ、活躍の場についても改めて検討し、認知症を理解し共に支える住民の増加を目指します。</p>
キャラバン・メイト養成・組織の活性化	<p>キャラバン・メイトの養成については、サポーター養成講座の開催状況等を考慮して、新規養成を行います。</p> <p>キャラバン・メイトとして、活動できる住民が増えるように、積極的に地域に声をかけをします。また、認知症に関する予防・啓発活動に参画できるよう組織的な活動への支援も進めます。</p>
本人発信支援	<p>本人の声を認知症サポーター養成講座やフォーラム等で地域住民に伝えるよう努めます。本人が伝えたいことを講座テキストや認知症ケアパスに盛り込むなど本人発信の場をつくります。地域で認知症の人にもメンバーとして参加したチームオレンジを立ち上げ、地域の認知症の人や家族の支援ニーズに寄り添った活動を行っていただけるよう支援します。また、本人ミーティングに参加した認知症の人の思いをチームオレンジの活動に反映していきます。</p>
本人ミーティング	<p>認知症の人が生活する中で、自分の思いなどを発信したり共有する場として、認知症本人が集い、悩みや自らの体験や希望、思い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域を一緒に話し合う場をつくります。本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを地域に伝えるとともに、認知症施策や事業に反映して、認知症バリアフリーを目指します。</p>
本人の活動の場の充実	<p>認知症カフェの設置や、認知症の理解啓発と本人が役割を持ち、認知症になっても活動できる場として、「注文をまちがえるかもしれないレストラン」を引き続き開催します。若年性認知症の人の参加が増えるように、声かけや誘い出しをしていきます。</p> <p>また、事業を通して地域の企業や様々な業種に認知症への理解を広げるとともに、就労等につながる社会参画・活躍の場や機会を創出します。</p>

事業	取組の方向性
認知症理解啓発活動	認知症月間である9月に、認知症の正しい理解を広めるため住民を対象としたパネル展示やオレンジウォーク、オレンジ色のものを身につける等の啓発活動を行います。
相談窓口の充実	総合相談窓口の周知徹底を図り、認知症及び若年性認知症の人及び家族の人が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、認知症キャラバン・メイト、サポーターなどの地域において活動している人が相談窓口とのつなぎ役として活動するなど、柔軟な相談体制の構築を検討します。

②予防

認知症は誰にでも起こりうる病気の一つとして、発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかに、本人が持てる力を活かして元気に暮らすことができるよう、予防の取組を進めます。

事業	取組の方向性
認知症予防への取組	ICTの活用や回想法などを取り入れた認知症予防講座を行い、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせることを目指します。MCIの人への早期発見、早期対応についても検討していきます。
普及啓発	MCIを含めた認知症予防から、認知症になっても進行を緩やかにするような予防について認知症サポーター養成講座等で理解啓発していきます。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の人が、状況に応じた適切な保健医療サービスや介護・福祉サービスが適時に切れ目なく提供されるよう、しくみを整え、情報の啓発に努めます。また、医療や介護等地域の従事者の連携の強化を図ります。

事業	取組の方向性
認知症初期集中支援チームの配置	チーム員の情報共有及びスキル向上を図るとともに、総合相談等の相談窓口との連携を強化し、認知症初期の人をより早期にサポートできる体制を構築します。
認知症ケアパスの普及・活用	認知症の進行度合いに合わせた医療・介護・支援の流れをまとめた「認知症ケアパス」を定期的に更新し医療機関や関係機関に配布し、周知を図るとともに、認知症の人やその家族に必要な情報提供を行います。また、総合相談等で認知症に関する相談があった場合には認知症ケアパスを活用します。

事業	取組の方向性
認知症カフェの活動支援	<p>認知症の人やその家族、地区住民、医療や介護等の専門家が広く参加し、認知症の人やその家族が地域で孤立することがないように認知症の理解を深め合い、交流できる場である「認知症カフェ」の立ち上げ支援とともに、既設のカフェへの活動支援に努めます。</p> <p>立ち上げ支援にあたっては、地域の実情に応じた支援を行うことができるよう、地域の声を聞き、反映に努めます。</p>
認知症の人と家族の会の活動支援	<p>認知症の人とその家族が集まり、同じ経験・境遇にある人同士が悩みを相談し合い、情報や知識を習得したり癒されたりする場である「認知症の人と家族の会」の活動への支援を引き続き行います。</p>
認知症(若年性認知症)フォーラム	<p>認知症・若年性認知症について理解し、認知症の人、家族が安心して生活できる地域となるように市民フォーラムや、介護保険事業所等研修会の開催で認識を深めていきます。</p>
多分野との連携	<p>幅広い年代において、認知症に関する知識・理解の向上を図るため、教育や地域づくり等の多分野と連携した取組を進めます。</p> <p>また、医療関係者・介護保険事業者等への認知症に関する理解を深めるための啓発、社会資源の活用、対応のスキルアップのための研修等を行います。また、講師として、認知症、若年性認知症の人の本人発信の場としても検討していきます。</p>
認知症高齢者等SOSメール事業の推進	<p>認知症等で道に迷う恐れのある高齢者を事前に登録し、捜索が必要になった場合は協力者に捜索依頼メールを配信して早期発見につながるため、事業の啓発、協力者の増加に向けた取組を進めます。</p>

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症（若年性認知症を含む）になっても、自立して安心して生活ができるしくみづくり、一人ひとりが尊重される共生社会の実現に向けた取組を行います。生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、社会参加の機会を増やしていきます。

事業	取組の方向性
認知症地域支援推進員の配置	認知症疾患医療センター及び初期集中支援チーム等との連携を図り、地域における認知症に関する各種支援を行います。また、認知症の人の思いを反映した取組や事業を進めていきます。
チームオレンジ	チームオレンジの一員となる認知症の人、本人の思いを聞き、本人自らが発信できることを目指した本人ミーティングや令和5(2023)年度に実施した本人の声の聴き取り調査等からチームオレンジを立ち上げ、認知症本人を地域で支える体制をつくります。
認知症サポーターステップアップ講座	チームオレンジを編成するメンバーとして、認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識、身近に交流し必要に応じて手助けするための対応スキル等を習得するためにステップアップ講座を開催していきます。
社会参加の場の充実 「注文をまちがえるかもしれないレストラン」の開催	この事業を通じて、地域の企業や様々な業種に認知症への理解を広げるとともに就労につながる社会参画・活動の場や機会の拡充に向け事業を進めます。
若年性認知症への理解の促進	近年新たな社会的課題となっている若年性認知症への住民の理解の向上を図るため、住民向けの講演会の開催、相談窓口の設置・啓発を行います。地域包括支援センターが若年性認知症の人の相談支援機関であることを医療機関や関係機関に伝え、早期支援につなげていきます。また、若年性認知症の人を支援する社会資源を作るよう努めます。
認知症あったか声かけ模擬訓練	認知症などにより、道に迷っている高齢者の捜索や発見した場面を想定した体験をすることで、実際に身近で行方不明者が発生した人の早期発見・保護に役立てるため模擬訓練を引き続き実施し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。 取組を広げるため、訓練未実施地域への働きかけや、実施した地域へのその後の働きかけを検討していきます。 また、認知症役の養成講座を行い、すでに登録いただいた人の活用を進めます。
津山市見守り協定「つやま見守ろうねット」の強化	日頃から住民と接する機会の多い地域の企業や事業者が、業務の中で地域の高齢者を見守り、異常を発見したら市へ報告して頂く津山市見守り協定「つやま見守ろうねット」締結事業所の増加に向けた働きかけを行うとともに、住民への事業啓発、締結事業所への見守りに関する情報提供、ネットワークの強化のための連絡会等を行います。

4 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス及び施設・居住系サービス確保のための方策

① 居宅サービス

居宅サービスについては、これまでの多様な事業主体の参入により、サービスの提供量が確保されており、今後も必要なサービス量が確保されると推計しています。

今後は現状のサービス量が確保されるよう事業者の参入や事業拡大の促進を支援するための情報提供・相談援助を行います。

② 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設サービスと（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護などの居住系サービスについては、将来における高齢者介護の姿を見据え、一体的に整備を進めることとなります。

これまでの施設整備によって一定の目途が立ったと考え、本計画においては、施設・居住系サービスの新規整備は行いません。

また、令和5（2023）年度中の市内において、住宅型有料老人ホームは9か所、サービス付き高齢者向け住宅は4か所あります。これらについては県と連携して情報共有を図り、状況把握を行います。

(2) 地域密着型サービス確保のための方策

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の整備

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。

事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

②（介護予防）認知症対応型通所介護の整備

（介護予防）認知症対応型通所介護は、認知症の症状がある人を対象に、入浴や食事の提供、生活についての相談・助言、日常生活の世話と機能訓練などを行うデイサービスです。

事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

③ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備

(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を提供するサービスです。加茂・阿波圏域については、事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

④ 地域密着型通所介護の整備

地域密着型通所介護は施設(デイサービスセンターなど)に通い、入浴、排せつ、食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行うサービスで、利用定員18名以下のものです。

事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

⑤ (介護予防)認知症対応型共同生活介護の整備

(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、少人数(5人~9人)の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指すものです。

本計画においては、新規の施設整備は行わないものとします。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護の整備

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護者等に対し、その施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、入居者がその施設において、有する能力に応じ自立した生活が送れるようになることを目指すサービスで、定員29名以下のものです。

本計画においては、新規の施設整備は行わないものとします。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29名以下の介護老人福祉施設です。本計画においては、新規の施設整備は行わないものとします。

※ 地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の必要利用定員総数

地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の基盤整備についても、本計画においては、新規整備の予定はなく、引き続き状況把握を行います。

（単位：床）

区分 必要利用定員総数	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		
		増分	計	増分	計	増分	計	
（介護予防） 認知症対応 型共同生活 介護	必要利用定員総数	324	0	324	0	324	0	324
	東部圏域	72	0	72	0	72	0	72
	西部圏域	63	0	63	0	63	0	63
	南部圏域	36	0	36	0	36	0	36
	北部圏域	54	0	54	0	54	0	54
	中央部圏域	18	0	18	0	18	0	18
	加茂・阿波圏域	9	0	9	0	9	0	9
	勝北圏域	18	0	18	0	18	0	18
	久米圏域	54	0	54	0	54	0	54
地域密着型 特定施設 入居者生活 介護	必要利用定員総数	111	0	111	0	111	0	111
	西部圏域	29	0	29	0	29	0	29
	北部圏域	24	0	24	0	24	0	24
	中央部圏域	29	0	29	0	29	0	29
	加茂・阿波圏域	29	0	29	0	29	0	29

※地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数が0の圏域及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は新規整備の予定がないため、記載していません。

（3）介護保険事業の円滑な運営

① 介護保険サービスの質の向上

介護サービス事業者へ介護保険制度やサービスについての最新情報を提供し、事業者が自らのサービスの質を高めることができるよう支援します。

また、介護サービス相談員の派遣により、サービス提供の状況を把握し、必要に応じて利用者の思いを事業者側に伝え、利用者と事業者の橋渡し役となり、介護サービスの質の向上を図ります。

② 介護給付の適正化

介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするために、介護を必要とする人を適切に認定し、本人が真に必要とする「過不足のないサービス」を適切に提供することができるよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

国の指針及び県の計画と整合性を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検等の主要3事業の取組を進めます。

事業	取組の方向性
要介護認定の適正化	適切に認定審査が行われるよう、職員が、認定訪問調査内容について、調査項目、特記事項の全数チェックを行います。また、調査員研修や認定審査会研修を実施し、認定基準の平準化に努めます。
ケアプランの点検	<p>自立支援に資するケアマネジメントの実践を目指し、介護支援専門員の「気づき」を促すケアプラン点検に努めます。運営指導、研修会及び県のアドバイザー派遣事業等の機会を通じて点検します。</p> <p>自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を目的に、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関の協働により、津山市版自立支援の定義(平成25(2013)年度作成)を見直し、津山市の目指す自立支援の理念の共有化を図ります。</p>
住宅改修の点検等	<p>利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、全数の着工前点検を行い、必要により利用者宅の状況確認を行います。</p> <p>また、作業療法士等の専門職が、改修前に利用者や家族と改修プランについて綿密な打ち合わせを行い、適切な助言や指導を行います。</p> <p>加えて、改修後に、その効果や本人を取り巻く環境変化について把握し、より効果的な事業につなげるための仕組みも検討します。</p>
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会の適正化システムによる情報により、給付状況の点検を引き続き行い、適正な給付に努めます。

③ 地域密着型サービス等の指定及び指導監督

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するためのサービスであり、市町村が事業者の指定及び指導監督を行うこととされています。

要綱に基づいた定期的な運営指導と集団指導を行い、適切な介護サービスが提供される体制が維持できるよう努めます。

また、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、運営に係る審議を行い、適正な運営確保に努めます。

④ 相談体制の充実及び苦情処理

地域包括支援センターの総合相談窓口を中心とし、関係機関との連携による相談体制の充実を図るとともに、地域住民等を含めた支え合いの仕組みづくりを進めることで、相談しやすい環境づくりを進めます。

また、被保険者の意見や相談苦情等に適切に対応し、介護保険サービスの質の向上につなげます。

⑤ 関係機関・部門との連携

あらゆる機会を関係機関との連携強化の機会ととらえ、関係機関との協働により、津山市ならではの地域包括ケアシステムの体制強化を図ります。

本市においても、福祉部門はもとより、税、交通、建設、防災等の関係部門との緊密な連携を図り、総合的に高齢者の暮らしを支援します。

(4) 介護人材の確保及び業務の効率化

高齢化が進行する中、介護を担う人材の不足が課題となっているため、介護人材の確保・定着・育成などの国・県の取組を情報発信するとともに、県と連携し総合的な取組を推進します。

また、介護現場の業務の負担軽減や事務の効率化を図るため、介護 DX の推進を支援し、ICT の導入を促進します。